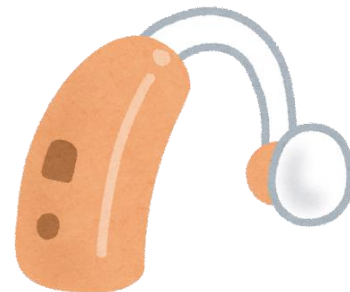


村上市

補聴器購入費の一部を助成します

難聴によるうつ病、認知症等の予防を目的として、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上の人を対象に補聴器購入費の一部を助成します。



対象者

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度で、次の要件をすべて満たす人

- 村上市内に住所がある18歳以上の人。
- 両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない人。なお、医師が装用の必要を認めた場合は、40デシベル未満も対象となります。

助成額

助成対象者の世帯区分	算定基礎となる額	助成上限額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	購入費の額	5万円
市民税課税世帯	購入費額の1/2	2万5千円

※助成の交付を受けてから5年を経過するまでは、再申請はできません

問い合わせ

村上市福祉課福祉政策室

電話：53-2111（内線2321、2322）

申請の流れは裏面

申請に必要なもの

- 申請書（様式第1号）
- 意見書（別紙）
- 補聴器の見積書
- 印かん



申請の流れ

①申請書類の受け取り

市役所福祉課、各支所地域福祉室で「申請書」と「意見書」の用紙を受け取ります。（市ホームページからダウンロード可）

②補聴器購入助成意見書の作成依頼

医療機関を受診し、医師から「意見書」を作成してもらいます。意見書の作成は、身体障害者福祉法による指定医師に限られます。

③見積書の作成

補聴器販売事業者に、医師からの「意見書」に基づいた補聴器の見積書の作成を依頼します。

④申請書の提出

申請書に必要書類を添付して、市役所福祉課または各支所地域福祉室に提出してください。後日、市から「決定通知書」と「給付券」を送付します。

⑤補聴器の購入

「決定通知書」が届いたら、見積書を作成した販売事業者に「給付券」を提出し、給付券に記載された利用者負担額を支払い、補聴器を購入します。